

## ○石垣市文化財審議会条例

昭和 47 年 6 月 1 日

条例第 83 号

改正 昭和 52 年 10 月 1 日条例第 18 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき教育委員会に石垣市文化財審議会(以下「審議会」という。)をおく。

(委員)

第 2 条 委員の定数は、10 人以内とする。

(委嘱)

第 3 条 委員は、学識経験のある者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬および費用弁償)

第 5 条 審議会の委員が、その職務を行なうために必要な報酬および費用弁償については、別に条例の定めるところによる。

(庶務)

第 6 条 審議会の事務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に教育委員会規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例施行の際現に従前の規定による文化財調査委員の職にあるものは、この条例の規定による文化財審議委員となるものとし、任期は、従前の規定による残任期間とする。

附 則(昭和 52 年条例第 18 号)

この条例は、昭和 52 年 10 月 1 日から施行する。